

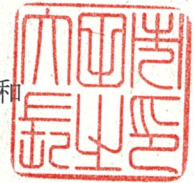
大田市告示第125号

大田市森林総合利用施設櫛島森林公園（林間キャンプ場）の収納事務の委託について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項に基づき、歳入の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により、告示する。

令和6年7月1日

大田市長 楯野弘和



1、委託事務の範囲

大田市森林総合利用施設櫛島森林公園（林間キャンプ場）の使用料の徴収及び収納事務

2、委託事務の区域

大田市森林総合利用施設櫛島森林公園（林間キャンプ場）

3、委託の相手方

住所 大田市温泉津町温泉津イ22番地2

氏名 特定非営利活動法人 石見ものづくり工房 理事長 金崎 公一

4、指定日

令和6年7月1日

5、委託期間

令和6年7月1日から令和6年8月31日まで